

木耐協組合員の皆様へ



# 建設Proおよび 建設工事保険のご案内

2025年度版

# 建設Pro/建設工事保険

工事におけるリスクを補償致します。

## 建設Proの内容

### 保険金をお支払いする場合

次のような事故によって他人の身体障害または財物損壊を発生させたことによって、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

#### 1.工事中の事故

請負工事等の仕事の遂行に起因する事故

#### 2.生産物・工事完成後の事故

被保険者の占有を離れた財物に起因して保険期間中に生じた事故、または仕事の結果に起因して、仕事の終了または放棄後に生じた事故

#### 3.施設・昇降機の事故

記名被保険者が所有、使用または管理する施設(被保険者が所有、使用または管理する建物またはその建物に収容される動産で、保険証券記載の業務の用に供される部分およびものをいいます。)に起因する事故、および昇降機に起因する事故

## 保険金支払い対象となる主な事故例



上記のような事故の結果、組合員が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

総支払限度額  
・免責金額

1名・1事故・保険期間中  
総支払限度額  
免責金額(自己負担額) 1事故につき5万円

**2億円**

## <メリット>

- 個別に加入するよりも割安な保険料で加入できます。
- 保険料は経費として、全額損金処理が可能です。
- 1件1件の工事ごとに毎回保険手続きする必要はないので、後で手続きを忘れて困ることはありません。
- 直近の会計年度の完成工事高で保険料を算出しますので、契約手続きが簡単です。

## 建設工事保険(基本プラン)の内容

保険期間内における建築工事の着工から完成・引渡しまでの間に、建築現場・現場資材置場での建築対象住宅、資材、仮設工事の対象等に生じた、不測かつ突発的な事故による物的損害を補償します。

【保険の対象の範囲】この保険契約における保険の対象は工事現場における以下の物となります。

- ①保険証券記載の工事の目的物
- ②①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の目的物
- ③工事用仮設物(電気配線、配管、電話、伝令設備、照明設備および保安設備)
- ④工事用仮設建物(現場事務所、宿舎、倉庫などで、恒久的な建物は除きます。)
- ⑤工事用仮設建物に収容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。)
- ⑥工事用材料および工事用仮設材



## 保険金支払い対象となる主な事故例

建築工事中の建築物・工事用材料・仮設物に生じた**火災、盗難、水災等による事故**および設計・施工の欠陥を原因として保険の対象に生じた損害(欠陥の除去費用を除きます。)を補償します。



**支払限度額  
(保険金額と自己負担額)**

**各工事の請負金額**  
建設工事保険【総括契約特約(フルカバー用)・水災危険補償特約付帯】

工事対象共通で1事故・保険期間中  
免責金額(自己負担額) 1事故につき2万円  
※ただし、火災・落雷・破裂・爆発による損害は免責0円



工事の対象の引渡し後の保証期間中(引渡し後12ヶ月まで)については、貴社が負うべき保証責任のうち、次に掲げる不測かつ突発的な事故によって、引渡しの完了した保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いいたします。本特約は任意にお選びいただけます。

- ◆被保険者(発注者を除きます。)が工事の請負契約書に従って行う補修作業の拙劣または過失による事故
- ◆保険の対象についてその引渡し前の工事期間中に工事現場において発生した施工の欠陥による事故
- ◆保険の対象の設計、材質または工場製作の欠陥による事故

**支払限度額  
(保険金額と自己負担額)**

**復旧費・残存物価額+損害の拡大防止・軽減費用-被保険者自己負担額**

1回の事故につき、当該対象工事の請負金額を限度としてお支払いします。  
この特約の免責金額(自己負担額)は、1事故につき50万円または損害額の20%のいずれか高い額となります。

## 切り替えていただいたお客様の声

木耐協組合員1,000社のスケールメリットにより、経費を大幅削減!  
さらに経費削減だけでなく補償も充実!

### お客様の声



« 01 補償内容が手厚くなった。

« 02 保険料が大幅に安くなった。

« 03 今まで物件毎に保険の契約をしていたが、  
年間契約になって事務手続きが楽になった。

## 保険期間 建設Pro・建設工事保険

### < 保険期間 >

2025年2月1日午後4時から2026年2月1日午後4時までの1年間

※中途加入を希望される場合は、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合事務局までお問い合わせください。

## お見積からお申し込み手続きまで

### 見積依頼(FAX)

下記の書類を2025年1月10日までに木耐協事務局(FAX番号:03-6261-2041)へお送りください。  
○ 見積依頼シート  
○ 把握可能な直近の決算書の中から損益計算書(売上高)の載っているページ  
または、個人事業主の方は所得税の確定申告書

### 見積回答(ご検討)

事務局より加入依頼書をFAXでお送りします。  
内容をご検討ください。

### お振込み

加入依頼書に記載された指定の期日までにお振込みください。  
あわせて加入依頼書に必要事項を記入の上、FAXにてお送りください。

### お手続き完了

ご入金と加入依頼書のFAX送信にてお手続き完了となります。

### 事務局より送付

補償開始月の上旬に保険契約証明書をお送りします。  
(大切に保管ください)

## 保険料

### ★ まずはお見積をご依頼ください。

直近の「損益計算書」または  
「所得税の確定申告書」の添付をお願いします。

【郵送先】日本木造住宅耐震補強事業者協同組合  
東京事務所 伊藤宛  
〒102-0083 東京都千代田区麹町2-2-31  
麹町サンライズビル4階

【FAX】03-6261-2041

【メール】jimukyoku@mokutaikyo.com



## 建設Pro

### 保険金をお支払いする主な場合

次のような事故によって他人の身体障害または財物損壊を発生させたことによって、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

#### 【工事中の事故】

請負工事等の仕事の遂行に起因する事故

#### 【生産物・工事完成後の事故】

被保険者の占有を離れた財物に起因して保険期間中に生じた事故、または仕事の結果に起因して、仕事の終了または放棄後に生じた事故

#### 【施設・昇降機の事故】

記名被保険者が所有、使用または管理する施設(被保険者が所有、使用または管理する建物またはその建物に収容される動産で、保険証券記載の業務の用に供される部分およびものをいいます。)に起因する事故、および昇降機に起因する事故  
上記に加えて次の補償条項が自動的に付帯されます。

#### ■初期対応費用補償条項

請負業者特別約款、生産物特別約款または施設特別約款もしくはこれらの特別約款に適用されるそれぞれの補償条項の対象となる保険事故または保険事故の原因となると思われる偶然な事故によって、他人の身体の障害、人格権侵害、財物の損壊または財物使用不能損害が発生した場合に、被保険者がその事故について次のいずれかに該当する初期対応を行うために社会通念上妥当な費用を負担することによって被る損害を補償します。

①事故現場の保存費用、事故状況調査・記録・写真撮影費用、事故原因調査費用

②被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するため必要な交通費・宿泊費などの費用

③通信費

④事故に起因する身体の障害または財物の損壊が発生した場合において、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した見舞金、見舞品購入費用

⑤その他上記に準ずる費用

#### ■訴訟対応費用補償条項

請負業者特別約款、生産物特別約款または施設特別約款もしくはこれらの特別約款に適用されるそれぞれの補償条項の対象となる保険事故によって、他人の身体の障害、人格権侵害、財物の損壊または財物使用不能損害が発生したことに起因して、第三者が被保険者に対して損害賠償金の支払を求める訴訟を裁判所に提起した場合に、被保険者が以下に記載する社会通念上妥当な費用を負担することによって被る損害を補償します。

①被保険者の役員または使用人の交通費・宿泊費・臨時雇用費用

②被保険者の使用人の超過勤務手当

③増設コピー機のリース・レンタル費用

④被保険者が行う事故の再現実験費用

⑤外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用

⑥事故原因調査費用

⑦意見書・鑑定書作成依頼のために必要な費用、相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用

⑧その他これらに類する費用で引受保険会社が認めた費用

#### ■事故現場後片付け費用補償条項

請負業者特別約款、生産物特別約款または施設特別約款もしくはこれらの特別約款に適用されるそれぞれの補償条項の対象となる保険事故または保険事故の原因となると思われる偶然な事故によって、他人の財物の損壊が発生した場合に、被保険者がその事故によって損害を受けた財物について後片付けを行うために必要な費用(解体費用、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。)を負担することによって被る損害を補償します。

#### ■漏水危険補償条項

給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢(いっ)出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢(いっ)出による財物の損壊について、被保険者が被る損害のうち、本保険契約の適用のある損害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

#### ■管理下財物損害補償条項

##### ◆直接作業部分以外に対する補償

日本国内において、事業活動(保険証券記載の被保険者の仕事に起因する活動をいいます。)の遂行において被保険者が使用もしくは管理する他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

##### ◆直接作業部分に対する補償

日本国内において、事業活動(保険証券記載の被保険者の仕事に起因する活動をいいます。)の遂行において被保険者が損害発生時に直接作業が加えられていた他人の財物(その作業の対象となっている部分をいいます。)の損壊、紛失、盗取または詐取により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

#### ■仕事の目的物損壊補償条項

被保険者の占有を離れた保険証券に記載された生産物または被保険者が行った保険証券に記載された仕事の結果に起因して、生産物が被保険者の占有を離れた後もしくは仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し)または放棄の後に、被保険者がその生産物またはその仕事の瑕疵に起因して生じた他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担する場合に、被保険者が、その生産物またはその仕事の目的物の損壊自体について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、次に掲げる損害を除きます。

①生産物が成分、原材料もしくは部品等として使用されている財物の損壊

②生産物により製造・生産される財物の損壊

③生産物を制御装置として使用している財物から製造・生産されるその他の財物の損壊

#### ■財物の使用不能損害補償条項

偶然な事故に起因して、他人の財物を損壊させることなく使用不能にしたことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

#### ■工事場内建設用工作車危険補償条項

工事場内における建設用工作車の所有、使用もしくは管理に起因して引受保険会社が支払うべき損害が発生した場合において、その建設用工作車に自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険(責任共済を含みます。以下「自賠責保険」といいます。)の契約を締結すべきもしくは締結しているときまたは自動車保険契約(自動車共済契約を含みます。以下「自動車保険等」といいます。)を締結しているときは、その損害の額がその自賠責保険および自動車保険等により、支払われるべき金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを補償します。

#### ■人格権侵害賠償責任補償条項

被保険者または被保険者以外の者が行った他人の人格権侵害により法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

#### ■有期工事の保険責任期間延長補償条項

被保険者が行った有期工事について、保険責任期間中\*に生じた次のいずれかに該当する損害について、被保険者が法律上の



# お支払いの対象とならない主な損害

＜引渡し後の保険の対象に生じた損害＞

建設工事保険のお支払いの対象とならない主な損害に加えて、次の損害に対しては保険金をお支払いいたしません。

■被保険者が法律上または工事の請負契約上発注者に対し、自己の費用で復旧すべき責めを負わない損害

■保険契約者、被保険者または工事現場責任者が事故発生前にすでに知り、もしくは重大な過失により知らなかった保険の対象の施工の欠陥に起因する事故によって生じた損害

■消耗、摩耗、腐食、侵食、劣化の損害およびこれらに起因してその部分に生じた損害 など

## 重要事項説明

### 1.個人情報の取扱いについて (Chubb損害保険株式会社)

別紙「重要事項説明書」を必ずご確認ください。

### 2.保険会社破綻時の取扱いについて (Chubb損害保険株式会社)

別紙「重要事項説明書」を必ずご確認ください。

### 3.本保険契約について

本保険契約は、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合(木耐協)を保険契約者とし、木耐協の組合員を加入者とする建設工事保険および建設Pro団体契約です。

### 4.万一、事故が発生した場合のご注意

#### 1.事故が起こった場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が起こった場合は、次の処置を行い、ご契約の取扱代理店または引受保険会社に遅滞なくご連絡ください。

①損害の発生および拡大の防止②相手の確認③目撃者の確認

#### 2.保険金の支払請求時に必要となる書類等

保険金の支払請求にあたり、引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。具体的な必要書類については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

#### 3.示談交渉

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いません。万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するよう、示談交渉は引受保険会社にご相談いただきながらお進めください。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれことがありますのでご注意ください。

#### 4.先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押さえはできません。

### 5.保険料確定特約について

・この保険契約はご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の売上高(保険料算出の基礎数値)を基に算出した保険料を確定保険料とし、保険期間(ご契約期間)終了時の確定精算を省略いたします。

・保険期間中に確定精算方式への変更はできません。

・保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

・保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。

・保険期間中の保険料算出の基礎数値がご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合(注)には、原則加入できません。

(注) 企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間(ご契約期間)とするご契約には、原則加入できません。取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。

・ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず賠償責任保険(企業用)普通保険約款・特別約款・特約集および建設工事保険普通保険約款・特約集に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

・新規事業者等で、保険契約締結時に、最近の会計年度(1年間)の保険料算出の基礎となる数値が存在しない場合には、原則加入できません。

・中途加入の場合は、過去1年の基礎数値による保険料を月割計算するため、確定精算を省略いたします。

※このパンフレットは建設Proおよび建設工事保険の概要を説明したものです。ご契約に際しては、必ず「重要事項説明書」をご覧ください。また、詳しくは「賠償責任保険(企業用)普通保険約款・特別約款・特約集」と「建設工事保険普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。なお、ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

※建設Proおよび建設工事保険は、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(サイバー損害補償対象外特約、原子力危険補償対象外特約、石綿損害等補償対象外特約、汚染危険補償対象外特約、排水・排気に関する特約、賠償責任保険追加特約、共通支払限度額特約、保険料確定特約付帯) + 施設所有(管理)者特別約款(職業の行為損害補償対象外特約付帯) + 請負業者特別約款 + 生産物特別約款(生産物特約、効能不発揮損害補償対象外特約付帯) + 建設プロ総合賠償責任拡張補償特約(基本プラン用)、生産物賠償証券総支払限度額設定特約、建設プロ拡張補償特約修正特約、有機フッ素化合物(PFAS)補償対象外特約、および建設工事保険(総括契約特約(フルカバー用)、水災危険補償特約、メインテナンス期間に関する特約(フル・メインテナンス)(任意付帯))のペットネームです。

※賠償責任保険(企業用)普通保険約款・特別約款・特約集、建設工事保険普通保険約款・特約集、保険証券は保険契約者(日本木造住宅耐震補強事業者協同組合)に交付されます。

#### 【照会窓口】

日本木造住宅耐震補強事業者協同組合

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-2-31 麹町サンライズビル4階 TEL:03-6261-2040 FAX:03-6261-2041

#### 【取扱代理店】

エイム株式会社

〒332-0002 埼玉県川口市弥平2-20-3 エイムウイングビル TEL:048-224-8160 FAX:048-224-8180

#### 【引受保険会社】

Chubb損害保険株式会社(チャブ保険) 北関東支店

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7-5 ソニックシティビル [www.chubb.com/jp](http://www.chubb.com/jp)